

大個審答申第 139 号
令和 3 年 2 月 22 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和元年 11 月 1 日付け大阿保生第 159 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が令和元年 6 月 18 日付け大阿保生第 48 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和元年 6 月 5 日、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「あべの区役所福祉課 H31 の 2 月と 3 月度の求職活動状況・収入申告書（H31. 4/12 来所提示分）」の開示を求める旨の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件情報」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

求職活動状況・収入申告書（平成 31 年 2 月）（平成 31 年 3 月）については、担当課では受領していないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年 6 月 26 日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

不存在による非開示決定の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

平成31年4月12日の午前中に福祉課へ来所すると担当ケースワーカーのA職員がおられなかったので窓口で対応したB職員にことずけていたはずなので、不存在はありえなく思っている。なくされたものは確実に新しく記入をする必要はないはずである。提出前にコピーをとっていたので、別の日におられた他の職員に電話でこちらから写しをおわたしできると通知をしていたぐらいであった。また4月から用紙の記入についても福祉課から求職活動と収入申告書について送付もされていないままである。今回も福祉課の対応について疑問を感じている。

平成30年11月、12月と平成31年2月～4月まで用紙をかいていたが、新しく書けということで、これに書きたすぐらいしかないもので、これですむはずとして家庭ほうものの時にことわったが、用紙はもって帰られた気がするが、不明である。

とにかくなければ新しくつくればよいことで、あとの分はおくられてもきていないので今のケースワーカーさんからいわれて区役所で記入していた。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 「求職活動状況・収入申告書」について

昭和36年厚生省発社第123号（各都道府県知事・各指定都市長あて厚生事務次官通知。以下「本件通知」という。）第8収入の認定に「収入の認定は、次により行うこと。」と規定している。

「1 収入に関する申告及び調査

- (1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該保護者の収入に関し、申告を行わせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。

- (2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

- (3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

- (4) 収入の認定にあたっては(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、

動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」

生活保護受給者のうち、実施機関において就労可能と判断した者には、本件通知の取り扱いを踏まえて就労に伴う収入の有無にかかわらず、毎月、「求職活動状況・収入申告書」の提出を求めているものである。

2 決定の理由

審査請求人は、本件審査請求において、平成 31 年 4 月 12 日の午前中に阿倍野区役所保健福祉課（生活支援）（以下「担当課」という。）へ来所し、担当ケースワーカーが不在であったため、窓口で対応した職員へ本件情報を担当ケースワーカーへ渡すよう言づけ提出したとして、本件情報の開示を求めている。

しかしながら、本窓口で対応したとされている職員及び担当ケースワーカーへ本件情報の受領について確認したところ、両名共に対応及び受領した記憶はなく、通常窓口で受領した「求職活動状況・収入申告書」を保管している場所にも存在しなかった。

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 61 条に「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届けなければならない」と規定されていること、並びに、昭和 38 年社保第 34 号（各都道府県・各指定都市民主主管部（局）長あて厚生省社会局保護課長通知）において収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断した者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月行わせること（被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3 箇月ごとに差し支えないこと）及び、実施機関において就労困難と判断した者には、少なくとも 12 箇月ごとに行わせること、さらに、上記のほか、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせることが規定されている。

審査請求人は平成 31 年 1 月に担当課へ来所した際に、平成 31 年 1 月分の「求職活動状況・収入申告書」を提出し、今後の求職活動についてケースワーカー同席の上、就労支援員と面談した。その際、求職活動を行うにあたり稼働能力の確認のため病院へ受診するよう促したが、突然退出し戻って来ることはなかった。

審査請求人は、平成 31 年 2 月分から同年 4 月分まで（以下「当該期間」という。）の「求職活動状況・収入申告書」を提出していなかったことから、実施機関は上記の取扱いを踏まえて、令和元年 5 月に審査請求人の自宅へ家庭訪問を行った際に当該期間の「求職活動状況・収入申告書」の提出を求めたが、審査請求人から提出はなかった。

審査請求人は当該期間の「求職活動状況・収入申告書」を提出しておらず、上記の経過を踏まえると、本件情報を提出しているとは考え難く、実施機関は審査請求人からそもそも本件情報を受領していないと考えている。

また、審査請求人は本件情報の写しを所持していると主張しているが、本件情報の写しを所持していることが担当課へ本件情報を提出した根拠にはならない。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は本件情報を受領していないため存在しないとして本件決定を行ったのに対して、審査請求人は本件情報を平成31年4月12日に提出したので存在するはずだと主張し、本件情報の開示を求めて争っている。

したがって、本件審査請求の争点は本件情報の存否である。

3 「求職活動状況・収入申告書」について

生活保護事務において生活保護受給者のうち実施機関が就労可能と判断した者は、就労に伴う収入の有無に関わらず「求職活動状況・収入申告書」を原則として毎月（但し、常用雇用されている等、各月毎の収入の増減が少ない場合は3ヶ月毎に）提出が必要とされており、就労困難と判断した者は少なくとも12ヶ月毎に提出が必要とされているとのことである。

その取扱いについては、通常、担当課の窓口で実施機関の職員が「求職活動状況・収入申告書」を受け取った際には、受付印を押した上で、担当ケースワーカーの席に設置している箱に入れることとしており、その後生活保護を受給している世帯毎に作成しているケースファイルに時系列で編綴し、ケースファイルを決裁回付の際に上司が確認するが、「求職活動状況・収入申告書」を単独で課内で供覧したり、收受したことについて個別にケース記録票へ記載したりはしていないとのことである。

4 実施機関に確認した事実経過について

実施機関に審査請求人に係る「求職活動状況・収入申告書」の提出状況等を確認したところ次のとおり説明があった。

平成31年1月に審査請求人が阿倍野区役所へ来庁し、平成31年1月分の「求職活動状況・収入申告書」を提出し、その際に求職活動を行うにあたり稼働能力確認のため病院の受診を促したが、審査請求人は部屋から退出しその後戻らなかった。

担当ケースワーカーは令和元年5月に平成31年2月分から同年4月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出が無かったため、審査請求人の自宅へ家庭訪問した際に提出を求めるも、既に提出したとして審査請求人からは提出されず、本件請求が令和

元年6月5日に行われた。本件請求後に通常窓口で受領した「求職活動状況・収入申告書」を一時的に保管する担当ケースワーカーの自席に設置している箱及び、審査請求人のケースファイルを確認したところ、本件情報は存在せず、審査請求人のケース記録票にも審査請求人が主張する平成31年4月12日に審査請求人が担当課に来庁した記録の記載はなかった。

また、本件審査請求後に審査請求人が本件情報を渡したと主張する職員及び担当ケースワーカーに確認したところ、両名共に平成31年4月12日に審査請求人の応対をしたり、本件情報を受領したりした記憶はないとのことであった。

その後、審査請求人は平成31年2月分及び3月分については、原本を同年4月12日に提出済であるとして「写し」を令和元年9月に提出しており、実施機関としては当該「写し」を収受した同日に「求職活動状況・収入申告書」の提出があったものとみなしている。

そして、平成31年4月分及び令和元年5月から9月分については、同年11月に、令和元年10月から令和2年5月分及び同年6月分（見込み）については、同年6月に提出があった。

5 本件情報の存否について

審査請求人は、本件情報を平成31年4月12日に担当課へ提出したと主張するものの、その根拠としては、担当課へ提出する前の「写し」を保有している事を述べているのみであり、その他に当該主張を裏付ける事情は見受けられない。

実施機関によると、審査請求人は毎月定期的に「求職活動状況・収入申告書」を担当課に提出している状況になく、上記4に記載の実施機関が主張する経過を踏まえると、本件情報を受領していないため存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、また、受領していないとする実施機関の主張を覆すに足る事実も認められない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 調査審議の経過 令和年度諮問受理第31号

年 月 日	経 過
令和元年11月1日	諮問書の受理
令和2年10月14日	実施機関から意見書を収受
令和2年10月21日	調査審議
令和2年10月27日	実施機関から意見書を再収受
令和2年11月26日	審査請求人から意見書を収受
令和2年12月2日	調査審議
令和3年2月22日	答申